

お客さま各位

株式会社エネアーク関西

## 9月1日以降 新規で電気契約を締結されるお客さまへ

平素より、「エネアークでんき」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、9月1日付で「電気需給約款」及び「電気料金メニュー約款」の内容を一部変更（以下、「新約款等」という。）し、9月1日以降に、新規でご契約いただく電気需給契約に適用いたします。新約款等の変更内容は、別紙をご参照ください。

### 1. 対象となる新約款等

- (1) 電気需給約款
- (2) 電気料金メニュー約款（従量電灯）
- (3) 電気料金メニュー約款（低圧動力）

### 2. 新約款等の変更内容

- (1) 「エネアークでんき」とLPガスとのセット契約のお客さまが紙の検針票の発行を希望された場合には、ガス料金と電気料金の両方が記載されている紙の検針票に限り発行手数料を無料といたします。
- (2) 「エネアークでんき」とLPガスセットを同一需要場所にてご利用の際の「エネアークでんき」の割引条件として、「エネアークでんき」とLPガスのご契約者名義が原則、同一であることを明記いたします。

※電気料金単価に変更はございません。

※9月1日以降に新たに締結する電気需給契約に関してのみ、今回変更した新約款等を適用いたします。

また、8月31日以前に締結済みの既存の電気需給契約に関しては、引き続き今回変更前の約款等を適用いたします。

※電気料金メニュー約款（低圧動力）は実施日のみの変更となります。

### 3. 新約款等の実施日

2022年9月1日（木）

### 4. 新約款等の掲載先

2022年8月8日（月）以降、弊社ホームページのエネアークでんきサイトにて掲載いたします。

(<https://kansai.enearcdenki.jp/>)

### 5. 本件に関するお問い合わせ先

株式会社エネアーク関西 お客さまセンター

電話番号 電力専用フリーダイヤル 0120-77-1006

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～19:40 日祝日 9:00～17:40

## 1. 電気需給約款の変更内容

	現行	変更後（新約款）
電気需給約款	<p><b>第15条 請求方法、支払い期日および料金の支払い方法</b></p> <p>1. 電気料金その他お客さまに請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまに提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへ請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、当社所定の方法によりお申込みいただくことにより、以下のとおり紙媒体での請求書を発行いたします。</p> <p>① 電気需要場所と同一の需要場所にて当社とガスの供給契約を締結されているお客さまの場合</p> <p>電子データによる請求に代えて、紙媒体での「検針のお知らせ」または「ご使用量・ご請求予定金額のお知らせ」（以下、「検針票」といいます。）を発行いたします。検針票に電気料金その他請求する金額を記載いたします。この場合、発行手数料のお支払いは不要です。但し、ガスの供給契約の解約をお申し出いただいた以降の検針票は発行されません。ガスの供給契約解約以降の検針票の発行には、再度のお客さまからのお申し出が必要となります。</p>	<p><b>第15条 請求方法、支払い期日および料金の支払い方法</b></p> <p>1. 電気料金その他お客さまに請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまに提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへ請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、当社所定の方法によりお申込みいただくことにより、以下のとおり紙媒体での請求書を発行いたします。</p> <p>① 電気需要場所と同一の需要場所にて当社とガスの供給契約を締結されているお客さまの場合</p> <p>電子データによる請求に代えて、紙媒体での「検針のお知らせ」または「ご使用量・ご請求予定金額のお知らせ」（以下、「検針票」といいます。）を発行いたします。検針票に電気料金その他請求する金額を記載いたします。この場合、<b>電気料金とガス料金の両方が記載されている紙媒体での検針票に限り</b>、発行手数料のお支払いは不要です。但し、ガスの供給契約の解約（<b>一時的にガスの供給を停止した場合等を含む</b>）をお申し出いただいた以降の検針票は発行されません。ガスの供給契約解約（<b>一時的にガスの供給を停止した場合等を含む</b>）以降の検針票の発行には、再度のお客さまからのお申し出が必要となります。</p>

## 2. 電気料金メニュー約款の変更内容

	現行	変更後（新約款）
電気料金メニュー約款 従量電灯	<p>第4条 契約種別</p> <p>3. ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>(c) 当社または当社の代理店（当社が当該代理店に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限る。以下、「媒介代理店」といいます。）が供給するガスの供給契約を締結しているお客さまであること。</p> <p>（但し、令和4年3月31日時点で媒介代理店による水の宅配サービスとのセット契約により、当該ガスセット割引プランを適用しているお客さまを含む。）</p> <p>(d) 省略</p> <p>(e) 当社とのガス供給契約を締結されているお客さまについて、電気料金の支払い方法が当社とのガス供給契約におけるガ</p>	<p>第4条 契約種別</p> <p>3. ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>(c) 当社または当社の代理店（当社が当該代理店に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限る。以下、「媒介代理店」といいます。）が供給するガスの供給契約を締結しているお客さまであること。</p> <p><del>（但し、令和4年3月31日時点で媒介代理店による水の宅配サービスとのセット契約により、当該ガスセット割引プランを適用しているお客さまを含む。）</del>（削除）</p> <p>(d) 省略</p> <p>(e) 当社とのガス供給契約を締結されているお客さまについて、電気料金の支払い方法が当社とのガス供給契約におけるガ</p>

<p>料金の支払い方法と同一（合算での請求）であること。</p> <p>4. ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>(c) 当社または当社の代理店（当社が当該代理店に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限る。以下、「媒介代理店」といいます。）が供給するガスの供給契約を締結しているお客さまであること。</p> <p>（但し、令和4年3月31日時点で媒介代理店による水の宅配サービスとのセット契約により、当該ガスセット割引プランを適用しているお客さまを含む。）</p> <p>(d) 省略</p> <p>(e) 当社とのガス供給契約を締結されているお客さまについて、電気料金の支払い方法が当社とのガス供給契約におけるガス料金の支払い方法と同一（合算での請求）であること。</p>	<p>ス料金の支払い方法と同一（合算での請求）であり、かつ、お客さまとガスの供給契約の契約者が原則、同一であること。なお、契約者の同一性については以下のイ～ハに列挙する事由のいずれかに該当するか否かにて判定するものとします。</p> <p>イ ガスの供給契約と電気の供給契約の名義が一致しており、かつセット契約を申し込まれた場合</p> <p>ロ ガス及び電気使用者の一人であり、かつ同居の親族等家計が同一であるとしてセット契約を申し込まれた場合</p> <p>ハ イ、ロに準じてその他ガスの供給契約と電気の供給契約が同一であると認めるに足りる特段の事情があると当社が判断した場合</p> <p>4. ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>(c) 当社または当社の代理店（当社が当該代理店に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限る。以下、「媒介代理店」といいます。）が供給するガスの供給契約を締結しているお客さまであること。</p> <p><del>（但し、令和4年3月31日時点で媒介代理店による水の宅配サービスとのセット契約により、当該ガスセット割引プランを適用しているお客さまを含む。）</del>（削除）</p> <p>(d) 省略</p> <p>(e) 当社とのガス供給契約を締結されているお客さまについて、電気料金の支払い方法が当社とのガス供給契約におけるガス料金の支払い方法と同一（合算での請求）であり、かつ、お客さまとガスの供給契約の契約者が原則、同一であること。なお、契約者の同一性については以下のイ～ハに列挙する事由のいずれかに該当するか否かにて判定するものとします。</p> <p>イ ガスの供給契約と電気の供給契約の名義が一致しており、かつセット契約を申し込まれた場合</p> <p>ロ ガス及び電気使用者の一人であり、かつ同居の親族等家計が同一であるとしてセット契約を申し込まれた場合</p> <p>ハ イ、ロに準じてその他ガスの供給契約と電気の供給契約が同一であると認めるに足りる特段の事情があると当社が判断した場合</p>
--	--

以上